

# 社会福祉法人 春光学園

## 後援会入会のご案内

“子ども達の未来に

『希望』と『夢』を”



〒238-0026 横須賀市小矢部 2-14-1  
児童養護施設 春光学園



〒238-0015 横須賀市田戸台 26  
三和こども園



春光学園後援会は、在園中の学習支援と、学園を退園し、独り立ちしなくてはならない子ども達への援助を主な目的とした団体です。

『どんなに厳しい境遇にあっても人生への希望を忘れないで欲しい』

このような想いで、公助では賄えない部分を出来る限り支える役割を担っています。

一人でも多くの方々のご支援が必要です。

是非、私達の趣旨にご賛同いただき、ご入会いただけますようお願い申し上げます。



社会福祉法人春光学園  
理事長 森田常夫

社会福祉法人春光学園後援会  
会長 岩崎聖秀

～春光学園法人本部・後援会事務局～

〒238-0026 横須賀市小矢部 2-14-1

TEL : 046-851-2362 FAX : 046-851-2332

Email : shunkogakuen@shunko-gakuen.jp



社会福祉法人春光学園

ホームページ

<https://shunko-gakuen.jp/>

## 社会福祉法人春光学園の足跡

社会福祉法人春光学園は、先の大戦の敗戦から、僅か3ヶ月後に、三和保育園と児童養護施設春光学園を開設し、三浦半島では最も早く福祉の灯を点灯して今日に至っています。

児童養護施設 春光学園は、終戦直後の引き揚げ孤児、戦災孤児の窮状を救済するため開設し、その後、子ども達の福祉を巡る状況は、様々な変遷を辿りましたが、今日では、入園理由の多くが被虐待であり、心に傷を持ち、社会的自立の困難な子ども達の養育に当たっています。

## 後援会の設立と趣旨

児童養護施設 春光学園には、虐待を受けた子ども、発達障害や知的障害の子ども、その他複雑な家庭事情から入所する子どもが多く、情緒の安定しない子どもの割合が増加しています。

このような子どもたちに、人生の選択肢を広げ、社会的自立に必要な学びの機会を増やし、未来に夢と希望の架け橋をと願い、平成24年9月に後援会を設立しました。

高校卒業後の進路については、就職を希望する子どもたちがいる一方で、進学を希望しながら、経済面や生活面の不安から、断念せざるを得ない子どもたちは少なくありません。高校卒業後に、精神面や経済面で困難を抱えるケースもあり、後援会としては、子どもたちの就職・進学という希望に向けて支援するとともに、退園後も子どもたちに寄り添っていきたいと考えています。

進学を選択することが出来ない金銭的な不安を図るために奨学金を。



学園を退園する時に少しでも不安がないように、就職支度金や資格取得費を。



学習困難や学力向上のための学習支援を。

### ・・・後援会の主な事業、後援会による支援・・・

#### 1. 広報誌「春のひかり」の発行

後援会の活動と児童養護施設春光学園、三和こども園の概況を周知する

#### 2. 学習支援

児童養護施設春光学園に在籍する児童に対して実施する費用を支援する

#### 3. キャリアカウンセリングプロジェクト

児童養護施設春光学園に在籍する児童の自立に向けて実施するための費用を支援する

#### 4. 奨学金

児童養護施設春光学園を退園し、大学及び短期大学・専門学校等に進学した児童に授業料等の一部として奨学金を支給する

#### 5. 就職支度費

自立を支援するため、児童養護施設春光学園を退園する児童が就職決定した場合、就職支度金を支給する

#### 6. 資格取得費

社会的自立に向けて、児童養護施設春光学園に在籍する児童が、自動車運転免許証等の資格を取得した場合、資格取得費を支給する

# 社会福祉法人春光学園後援会規約

## (名称)

第1条 本会は、「社会福祉法人春光学園後援会」(以下、「後援会」という。)と称する。

## (目的)

第2条 後援会の目的は、社会福祉法人春光学園(以下、「法人」という。)が行う児童養護施設春光学園と三和こども園が行う事業を後援し、児童福祉の発展に寄与する。

## (事業)

第3条 後援会は、次の事業を行う。

- 1 後援会の会員を募り、会費を徴収して、後援するための財源を確保する。
- 2 後援会の活動と法人が行う事業の概況を周知するため、後援会の会報を年3回発行する。



## (会員)

第4条 後援会の会員は、次のとおりとする。

- 1 後援会の目的に賛同する個人会員及び法人会員をもって構成する。
- 2 後援会の目的に賛同し、年会費にかわり法人に対する寄付を行った者については、会員と認める。
- 3 会費を3年以上未納の会員は、退会したものとみなす。

## (会費)

第5条 会費は、次のとおりとする。

- 1 個人会員の年会費は1口3千円(何口でも可)とする。
- 2 法人会員の年会費は1口1万円(何口でも可)とする。
- 3 会費の一部を社会福祉法人春光学園・春光基金(以下、「春光基金」という。)に寄付する。

## (相談役)

第6条 後援会は、会の円滑な運営に関して助言等を得るため、若干名の相談役をおくことができる。

## (役員)

第7条 後援会は、次の役員をおく。

- 1 会長 1名、 2 副会長 若干名、 3 会計 1名、 4 幹事 若干名、 5 会計監査 2名

## (会長の委嘱)

第8条 会長は、社会福祉法人春光学園理事長が委嘱する。

## (役員の選任)

第9条 役員は、会長が選任する。

## (役員の任期)

第10条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

## (役員会等)

第11条 役員会は、第7条の役員をもって構成し、運営は次による。

- 1 会長は、必要に応じて、会長、副会長及び会計による三役会議を招集して、後援会が行う事業の推進及び春光基金の用途について協議する。
- 2 会長は、必要に応じて役員会を招集して、後援会が行う事業の推進について協議する。
- 3 会長は、三役会議及び役員会の開催にあたり、必要に応じて、理事長等の法人役員の出席を求めることができる。

## (会計)

第12条 後援会の会計は、次による。

- 1 後援会の活動に必要な財源は、会費収入によりまかなう。
- 2 後援会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 3 事業及び会計報告については、会報により行う。

## (事務局)

第13条 後援会の事務局は、児童養護施設春光学園にある法人本部に置く。

## 附 則

この規約は、平成24年9月27日から施行する。

## 附 則

この規約は、令和3年5月11日から施行する。





## 社会福祉法人春光学園後援会 入会申込書

個人 / 法人 ○を記入	個人 法人	口数 口	金額	円
ふりがな				
氏名				
住所	〒			
電話			携帯電話	
金融機関	・かながわ信用金庫 ・湘南信用金庫		紹介者	

ご希望の金融機関に○をしてください。

1. 入会申込書により、FAX 又は電話、メールにより、後援会事務局までご連絡下さい。
2. 事務局から振込用紙を送付させていただきますので、お手元に届いた振込用紙でご入金をお願いいたします。専用の振込用紙による場合は、振込手数料は無料となります。
3. 年会費について  
個人会員：1口 3,000円（何口でも可） 法人会員：1口 10,000円（何口でも可）
4. 直接振り込みを希望される方は、下記の口座に振り込みをお願いします。

口座名義：社会福祉法人春光学園後援会 会長 岩崎 聖秀（シカイフクシホウジンショコウガクエンカイ カチヨウ イサキ マサヒデ）

金融機関名	金融機関コード	支店名	支店コード	種別	口座番号
かながわ信用金庫	1281	栄町支店	005	普通	1344755
湘南信用金庫	1282	衣笠支店	003	普通	0424150
ゆうちょ銀行	9900	〇二九支店	029	当座	00230-9-101241

※会費のお振込受領書を持って領収書の代わりとさせていただきますが、領収書をご希望の場合はご連絡ください。

～税務申告・確定申告を行う際、専用の領収書をご希望の場合は、下記に振込をお願いします～

口座名義：社会福祉法人春光学園 理事長 森田 常夫（シカイフクシホウジンショコウガクエン リジ チョウ モリタツオ）

金融機関名	金融機関コード	支店名	支店コード	種別	口座番号
かながわ信用金庫	1281	栄町支店	005	普通	1344844

所得税法第78条及び法人税法第37条による税控除をご希望される方は、直接上記の社会福祉法人春光学園口座にご寄付いただければ、理事長名の領収書を発行いたします。（振込手数料がかかります）

※直接振り込みを頂いた場合は、「春のひかり（広報誌）」などをお届けするために必要となりますので、お手数をおかけいたしますが、ご住所、お名前（漢字にて）を、事務局までご連絡頂ければ幸いです。

※匿名での寄付も可能です。

※入会翌年度以降は、毎年7月に会費納入依頼をさせていただきます。

